

第3章

人と自然との豊かな関係をめざすまちづくり

第3章 人と自然との豊かな関係をめざすまちづくり

第1節 人と自然との共生をめざすまちづくり

◆現況と課題

今日の環境問題は、すべての人びとが被害者であると同時に、加害者となり得るところに本質があります。そのため、空間的・時間的境界を越え、共通の認識のもとで、「地球規模で考え、地域で行動する」ことが重要です。こうした中で、平成4年（1992年）から開催されている「地球サミット」では、これまでの間に「アジェンダ21」や地球温暖化防止のための歴史的な一歩となる「京都議定書」が採択されるなど、地球環境に配慮した具体的な取り組みが、各国の地方自治体でも始まっています。

本町でも、地球環境問題への住民の関心と行動意欲の高まりを背景に、地球環境を身近な問題としてとらえ、住民・事業者・行政等が連携して取り組みを進めていくことが必要です。特に、従来の利便性を重視した大量生産、大量消費、大量廃棄という社会システムから、地球環境に配慮した循環型社会への転換が大きな課題となっています。容器包装リサイクル法に基づく廃棄物の再資源化や家庭における生ゴミ処理容器の利用促進、地域での古紙類の回収など、資源の再利用やゴミの減量に取り組んでいます。排出抑制を含めた取り組みの一層の充実が必要になっています。

本町の地勢は、西部には生駒山系より連なる丘陵地で、町の東端は南から北に向って木津川が流れており、この丘陵部と木津川にはさまれた平野部には農地が広がっています。豊かな自然環境は、人びとが健康で文化的な生活を営む上で、欠くことのできないものであり、心の豊かさや人間的なふれあいが重視される今日、自然環境保全の重要性はますます高まっています。今後、緑や水辺環境、動植物の生態系の保全を通じて、人びとが豊かな自然と触れ合えるまちづくりを進め、住民・事業者・行政等が一体となって自然環境の保全に努めていく必要があります。

生活環境については、きれいで住みやすい快適な環境をつくるため、ペットの適正飼養やゴミの捨て方などに関する啓発・指導を進めるとともに、地域でのクリーン・リサイクル活動等への支援を進めてきました。今後も、快適な環境の創造をめざして、住民・事業者・行政等が協働して積極的に取り組む必要があります。

◆施策の体系

節	柱	小 柱
第1節 人と自然との共生をめざすまちづくり	(1) 地球環境問題への対応	① 啓発活動の推進 ② 環境教育・環境学習の推進 ③ 総合的・計画的な環境政策の推進 ④ 広域連携の推進
	(2) 自然環境の保全・再生・創造	① 自然環境の保全と活用 ② 人と自然との共生
	(3) 循環型社会の実現	① 廃棄物の減量とリサイクルの促進 ② 廃棄物の適正処理 ③ 省エネルギー型ライフスタイルと事業活動の推進 ④ 環境に配慮した産業活動・事業活動の推進
	(4) 快適環境の保全・創造と安全で健康な環境づくり	① 環境衛生の充実 ② 環境汚染対策の充実

◆計 画

(1) 地球環境問題への対応

① 啓発活動の推進

住民や事業者の活動を促進するため、環境に関する各種講座やイベント等の開催など、地球環境保全に向けた各種の普及啓発を行うとともに、NPO*や事業者等の取り組みへの支援などに努めます。

② 環境教育・環境学習の推進

住民の自主的な環境学習を促進するとともに、総合的・計画的な環境教育・環境学習に努めます。また、地域や企業などにおける環境学習への支援

に努めます。

人間と環境とのかかわりについての理解を深め、身近なところから具体的な行動を進めることについて、早期から自覚を促すため、学校教育や幼児教育における環境教育・学習の充実を図ります。

③ 総合的・計画的な環境政策の推進

人と自然との共生によって、魅力あふれる環境を次の世代に引き継いでいくため、環境基本計画等を作成し、住民等の参加・連携・協働に基づく、総合的で計画的な環境政策を推進します。

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

④ 広域連携の推進

本町単独では解決できない環境問題については、近隣自治体や関係機関などとの連携・協力によって対応を図ります。

また、住民・事業者やNPO*などが自主的に行う環境保全の広域連携などに対し、情報提供などの支援に努めます。

(2) 自然環境の保全・再生・創造

① 自然環境の保全と活用

● 自然に学ぶ社会の構築

自然生態の学習・調査研究活動を通じて、自然に対する理解を深め、自然環境保全意識の向上に努めます。

● 自然に親しむ環境づくり

河川等の空間については、親水・防災等の機能を加えたうるおいのある環境づくりを進めます。

また、河川等の美化の啓発に努めるとともに、不法投棄の監視、住民ボランティアによる清掃活動の支援等により、河川環境の保全に努めます。

さらに、下水道の整備を促進し、住民や事業所の協力のもとに排水の浄化に努め、河川水質の改善を図ります。

● 農地の保全活用

市街化区域内の農地については、都市空間内の自然環境を保全する空間と

して、農業の振興を図るとともに、一般住民を対象にした農業体験・貸農園、学童農園の開設等による活用を図ります。

② 人と自然との共生

自然環境、動植物、里山などふるさとの自然を守り、歴史や伝統文化を継承しながら、自然と人間との温かい関係を築くことのできる自然と共生するまちづくりをめざして、NPO*などの活動グループの育成や里親制度の活用等について検討します。

(3) 循環型社会の実現

① 廃棄物の減量とリサイクルの促進

● 廃棄物の発生・排出の抑制及び再利用の推進

ゴミを出さないライフスタイルを啓発するなど、生活意識の改革を促し、住民及び事業者の自主的なゴミの排出抑制による減量化を図ります。また、リユース*の啓発や機会の拡充に努めます。

● 廃棄物の再生利用・リサイクルの推進

ゴミのリサイクルに向けて、資源ゴミの分別収集の充実・拡大を図ります。

② 廃棄物の適正処理

● 一般廃棄物の適正処理の推進

効率的な収集体制の整備を推進しま

NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

リユース…製品や部品を再利用すること。

す。また、収集物のリサイクル・適正処理の充実に努めるとともに、一般廃棄物の安定した処理を実現するため、相楽郡西部塵埃処理組合と密接な連携を保ちながら、より高度で、安全な処理が可能な施設の整備に努めます。一般廃棄物処分地については、関係機関と継続的に連携して、新規最終処分地の確保を検討します。

● し尿処理の推進

住民の衛生的で快適な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を促進するとともに、未整備地区については、し尿収集サービスの充実に努め、また、浄化槽の維持管理に対する指導の充実に努めます。

③ 省エネルギー型ライフスタイルと事業活動の推進

住民、事業者に対し環境に配慮したライフスタイルの啓発や公共施設における節電対策等の推進を図ります。

④ 環境に配慮した産業活動・事業活動の推進

町内企業におけるISO14000シリーズ*の認証取得や環境保全への取り組みに対し、情報提供などの支援に努めます。

行政自らが、率先して環境管理システムを構築するため、ISO14001の認証取得などに取り組みます。

(4) 快適環境の保全・創造と安全で健康な環境づくり

① 環境衛生の充実

● 快適な環境の保持

清潔でうるおいのある快適な環境を形成するため、ペットの適正飼養、公共空間や自然地でのゴミのポイ捨てや不法投棄の防止・除去に努めるとともに、市街地緑化を推進します。また、空き地・休耕地の適正な管理について、その管理責任の啓発を図ります。

● 環境美化運動の推進

クリーン・リサイクル活動等への支援を積極的に行うなど、住民ぐるみの環境美化活動を推進します。また、まちの美化に関する各種広報活動や啓発活動を通じて、住民意識の高揚に努め、ゴミを捨てない環境づくりに努めます。

② 環境汚染対策の充実

● 典型公害対策の充実

安全で快適な住民生活を守るため、大気汚染や生活排水、工場・研究所などによる水質汚濁、振動、騒音、悪臭などの環境監視・観測体制の充実に図ります。

● 都市・生活型公害対策の推進

都市化の進展に伴う生活型公害に対して、防止のための指導や快適な生活

環境マネジメントシステム (ISO14000シリーズ) …ISO14000シリーズは、国際的な非政府機関である国際標準化機構 (ISO) が制定した環境マネジメントに関する規格の総称。

環境づくりの啓発に努めるとともに、
苦情処理体制の強化を図ります。

- 有害化学物質等に関する対策推進

人体への影響が懸念されるダイオキシン*類をはじめとして、環境ホルモン*などの新たな化学物質については、未だ科学的に解明されていないことも多いため、その情報収集と情報の提供に努めるとともに、適切な対応を図ります。



ダイオキシン…非常に強い毒性をもつ有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンソダイオキシンの略称。

環境ホルモン…人工的な化学物質でホルモンと類似の働きをし、微量で生物機能に大きな影響を与える物質。内分泌かく乱化学物質。

第2節 安心・安全なくらしの実現

◆現況と課題

本町では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、これまで地域防災計画の見直しを行ってきましたが、今後は、更なる地域防災計画の充実を図り、庁内防災体制の確立や防災意識の高揚、防災組織の普及等を進める必要があります。また、地震だけでなく、さまざまな災害に対する防災対策の充実が必要です。

消防については、「安全で災害に強いまちづくり」をスローガンに、地域住民一人ひとりの防災意識の高揚を図ることによる予防消防を重点施策として、今日に至っています。平成14年現在、1消防本部・1署と1団・3分団・14部（女性部含む）の消防団を持ち、自主防災組織として、「自分たちの地域は、自分たちで守る」を合言葉に、婦人防火クラブ、幼年消防クラブ、自主防災会、消防支援ボランティアを結成しています。出火率

は、全国平均と比較して低い方ですが、都市構造の変化や建築様式の進展により都市型災害に対応するため、施設整備の近代化が必要です。また、事故や疾病の様相も複雑多様化しており、消防隊・救急隊等に対する教育訓練の強化、高度な救助救急資器材の一層の導入が必要です。

交通安全については、住民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ることによって、交通事故の防止と予防を重点施策として進めてきました。今後も、関係機関等との連携を図りながら、家庭、地域、職場が一体となって、交通安全に対する意識の高揚や交通安全施設の整備を進め、モラル*の向上を図ることが必要です。また、駐車秩序の確立や通行障害物の除去などの取り組みを進める必要があります。



モラル…道徳、倫理。

防犯については、犯罪のない平和で明るいまちづくりを推進するため、警察や防犯推進協議会等、住民の協力のもとに、地域での声かけや防犯灯の増設を進めてきました。今後も、防犯意識の高揚、防犯環境の整備・強化を図っていく必要があります。また、都市化や人口増加に伴い、さまざまな犯罪が増えることが懸念されるため、交番の適正配置など警察体制の強化を要望していく必要があります。

消費生活については、近年の国際化や情報化、流通手段の複雑化や商品の多様化によって、豊かで便利な消費生活が送れるようになってきている一方、消費者は、商品の安全性の問題、氾濫する情報、販売方法の変化により、さまざまな危険

に直面していることから、消費者の主体的な学習活動の必要性が高まっています。本町では、消費生活講座などの開催により、消費者意識の高揚を図ってきましたが、今後、消費生活はより一層、複雑化・高度化し、さらにネット取引^{*}の拡大などによるトラブルの増加などが予想されるため、消費者保護を中心とした消費生活行政を基本に、消費者自らの自主的学習を促進するとともに、関係機関との連携を図っていく必要があります。



ネット取引…インターネットによる取引のこと。

◆施策の体系

節	柱	小 柱
第2節 安心・安全な暮らしの実現	(1) 防災・消防・救助体制の整備	① 防災体制の確立 ② 消防の充実 ③ 救急・救助体制の強化 ④ 自主防災体制の強化
	(2) 交通安全対策の推進	① 交通安全意識の高揚 ② 安全な交通環境づくり
	(3) 防犯体制の整備	① 防犯対策の推進 ② 防犯環境の整備
	(4) 安心できる消費生活の実現	① 消費者保護対策 ② 消費生活の安定

◆計 画

(1) 防災・消防・救助体制の整備

① 防災体制の確立

●地域防災計画の充実

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地域防災計画の整備充実を図り、防災会議の充実など庁内防災体制の確立を図るとともに、地震風水災害に備え、避難場所への誘導標識の整備を行い、自治会を中心とした自主防災組織の育成強化を図ります。

また、平常時における防災意識の高揚・啓発、防災組織の普及に努めます。

さらに、各広域避難所に災害救助活動に必要な資器材・救助物資の備蓄の場の確保を図り、防災通信網の整備を図ります。また、庁舎を災害時の拠点として、住民等に迅速で正確な情報を伝達する体制の整備を図ります。

●自然災害対策

災害を未然に防ぐために、地すべり危険区域など災害危険箇所の防災パトロールの充実や、防災意識の高揚と指導を強化するとともに、関係機関と連携を図りながら、危険箇所における治山治水対策を計画的に講じます。

また、災害発生時における被害を最小限に食い止めるため、水防資器材の整備を図ります。

●都市災害対策

都市計画及び土地利用などにおいて、災害に強いまちづくりに対する指導を行うとともに、建築物や都市施設の不燃化・耐震化や、地下埋設物の耐震性の向上に努めます。

② 消防の充実

● 防災拠点の充実

都市化の進展による地域生活環境の変化や、消防ニーズの増大に対応するため、消防組織を充実・強化して「6分30秒消火体制」を確立し、消防分署の建設を推進します。

また、以前の基準で建設された消防庁舎の耐震化を行い、防災拠点としての機能整備を図ります。

さらに、効率的な消防活動を行うため、指令室の整備と消防緊急情報システムなどの導入を図り、通信指令体制の強化を図ります。

● 消火体制の強化

都市構造の変化や建築様式の進展等に対応できる消防機械器具の充実と近代化を促進します。具体的には、はしご付消防自動車、防火水槽等の整備を進めます。

一方、消防力の基幹をなす人員については、効果的、重点的な人員配置と機動力の強化に努めます。特に消防団員は、地域社会における防災の中核であり、組織・施設などの強化に努め、その活性化により消防団活動への参加を促し、消防団の充実強化を図ります。

③ 救急・救助体制の強化

事故や疾病の様態が多様化する中で、救急・救助業務の円滑な運営をめ

ざします。

救急業務については、救急医療機関と連携を密にするなど、救急医療体制の高度化を推進し、傷病者の搬送途上における救命効果の向上を図ります。また、救急救命士の養成を図るとともに、救急隊員が高度な応急処置を行うため、高規格救急車や高度救命処置用資器材等の整備を進めます。さらに、重度傷病者の救命率の向上に不可欠な住民による応急手当の普及啓発活動を推進します。

救助業務については、複雑・多様化する災害事象の被害を軽減し、住民の安全確保を図るために、救助資器材の計画的な整備を推進し、救助技術の高度化を図ります。

④ 自主防災体制の強化

火災を未然に防止し、火災のない安全・快適なまちづくりを推進するため、一般家庭への防火訪問や広報活動を引き続き展開し、火災予防意識の啓発を図ります。

また、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識に基づいて自主的な防災活動を行う、自主防災組織等の育成強化に努めます。

さらに、事業所などについても、防火安全指導等の火災予防対策を強化し、立ち入り検査・指導を積極的に進

めます。

(2) 交通安全対策の推進

① 交通安全意識の高揚

● 啓発活動の充実

交通安全施設の整備を図る一方で、歩行者・運転者の交通安全意識を高めるために、幼児から老人までそれぞれに応じた交通安全教室等を開催し、交通事故防止に努めます。

通学時の児童・園児の交通安全対策の充実を図るため、交通指導員を配置するとともに、関係機関等による交通安全教育の実施を図り、各種啓発活動を推進します。

● 違法駐車対策の推進

住民団体や関係機関と連携しながら、意識啓発や指導強化など、路上駐車対策等に努めます。

② 安全な交通環境づくり

歩車分離により歩行者の安全性を高めるため、歩道の設置を促進し、カーブミラーなどの交通安全施設を危険度の高い場所から順次設置するとともに、放置自転車による事故防止のために、駐輪場の整備を図ります。

(3) 防犯体制の整備

① 防犯対策の推進

安全で安心なまちづくりを推進する

ため、地域ぐるみの自主防犯体制の確立を図り、警察、木津防犯推進協議会などの関係機関や団体等と連携して、暴力・犯罪の追放に努めるとともに、パトロールの強化や交番の設置など警察活動の充実を要望します。また、防犯の具体的知識に関する広報や啓発等によって意識の高揚を図ります。

② 防犯環境の整備

犯罪の起こらない環境づくりのため、防犯灯の適正な配置など夜間における防犯環境の向上に努めます。

(4) 安心できる消費生活の実現

① 消費者保護対策

● 相談体制の強化

複雑・多様化している消費生活や安全な食品の流通等に関して、消費者利益の擁護のために、情報公開を進めるとともに、町単独での相談員の設置等による相談体制の確立を図り、関係機関との連携を強化します。

● 消費者モニター制度の充実

消費生活に関する意見・苦情などの情報収集や、商品の適正な価格・正確な量目などの調査を行うため、町独自で消費生活モニター制度の設置を図ります。

② 消費生活の安定

● 消費者意識の高揚

消費生活の向上と自立できる消費者を育成するため、消費生活講座や消費研修会等による知識の向上に努めます。

また、省資源・省エネルギー・リサイクルなどについての情報を提供し、消費生活上の諸問題を消費者自らが考える場として、消費生活展の開催を図ります。

● 生産者と消費者との交流

地元で生産される新鮮な農産物などを消費者に安価に供給できるよう、生産者の顔が見える販売等を通じて、生産者と消費者との交流を促進します。

● 情報の提供

自立できる消費者を育成するため、粗悪商品や悪質業者等の情報収集と公開に努めるとともに、インターネット上のトラブルに関する対応策など、消費生活に関する情報提供に向けて努力します。

第3節 まとまりあるまちの形成

◆現況と課題

都市拠点の整備について、祝園駅周辺は、祝園駅西特定土地地区画整理事業により、「まちの拠点」としての整備が進み、けいはんなプラザ周辺は、研究所の立地など、「学研の拠点」としての集積が図られつつあります。また、山田川駅周辺は駅前広場の完成や一定の商業機能の集積など、南部の「地域の拠点」として整備が進んでいます。しかし、狛田駅周辺は、北部の「地域の拠点」として十分な機能をもつ状況には至っていません。今後、祝園駅周辺については、賑わいと活気に満ちた都心形成を図るため、中心商業核の形成などが、けいはんなプラザ周辺については、学研都市の特徴や成果を生かした機能が発揮できるように、学術研究や文化の発信、新産業の創出などが必要です。また、狛田駅周辺については、狛田駅周辺土地地区画整理事業の推進、山

田川駅周辺については、南部の拠点にふさわしい都市整備が課題です。

公共施設については、庁舎や図書館の建て替えをはじめ、体育館とコミュニティーセンターが併設されたむくのきセンターなどを整備してきました。今後は、地域住民が参加する自主的・主体的な活動を支援することにより、地域の状況に応じた居住環境の整備を推進するとともに、時代の要請やニーズに応える行政施設を整備するため、学校区などを念頭に置きながら、各種の情勢を考慮し、分散型による機能的な配置を図ることが必要です。また、土地地区画整理事業で整備した開発地域などについては、住民にわかりやすい住所表示を実施してきており、地域の状況や必要に応じて、住居表示や住所表示の実施を検討し、一体性のあるまちの形成を図ることが必要です。



学研都市の建設については、精華大通り線沿いを中心に中核的な施設の立地促進に努めてきたなかで、さらに、国立国会図書館関西館や私のしごと館が開館を迎えようとしています。平成7年には、新たな段階であるセカンドステージを迎え、セカンド・ステージ・プランに基づいたプロジェクトの推進とともに、具体的な展開が進められつつあります。また、社会経済情勢や産業構造の転換を踏まえ、「知」の集積を活用した新産業創出や拠点形成、多様な施設の立地促進に向けた取り組みを進めるとともに、南田辺・狛田地区の建設については、関係機関への働きかけによって、学研都市として一体性のある発展をめざす必要があります。

計画的なまちづくりの点からは、学研都市や既成市街地において、市街化区域及び市街化調整区域の見直しや用途地域等の変更を実施してきており、光台や精華台地区の学研施設用地については、特別用途地区の研究開発地区と定めています。また、祝園駅西、祝園駅東、精華台、光台地区については、地区計画の決定や変更を行い、整備促進を図ってきました。今後も引き続き、本町を取り巻く状況を踏まえて、市街化区域及び市街化調整区域の見直しや用途地域等の変更を図り、計画的な土地利用を推進する必要があります。



◆施策の体系

節	柱	小 柱
第3節 まとまりあるまちの形成	(1) 都市拠点の整備	① まちの拠点の整備 ② 学研の拠点の整備 ③ 地域の拠点の整備
	(2) 個性と魅力ある集落と市街地の整備	① 既存集落と既成市街地の居住環境整備 ② 行政施設の整備 ③ 適正な住居表示等の実施
	(3) 関西文化学術研究都市建設の促進	① 関西文化学術研究都市の整備 ② 文化学術研究施設の整備・誘致の促進 ③ 既存地域との連携 ④ パイロットモデル事業*の推進
	(4) 計画的な土地利用の推進	① 適正な土地利用管理の推進 ② 計画的な開発の指導と誘導

◆計 画

(1) 都市拠点の整備

① まちの拠点の整備

祝園駅周辺を本町の中心地として、さらに、学研都市の玄関口として整備し、賑わいと活気に満ちた都心形成を図ります。また、中心商業核の形成と合わせて、情報・交流・文化機能の整備導入をめざします。

② 学研の拠点の整備

学研都市の中核施設であるけいはんなプラザ周辺を学研の拠点と位置付け、学術研究や文化の発信、人や情報

の交流、新産業の創出など、学研都市の特徴や成果を生かした機能が発揮できるように環境整備を図ります。

③ 地域の拠点の整備

狛田駅周辺については、北部の拠点として、狛田駅を中心に、駅前広場の確保、東西の地区をつなぐ道路の整備、商業施設の充実を図ります。

山田川駅周辺は、商業機能と交流機能を担う南部の拠点にふさわしい都市整備を図ります。

パイロットモデル事業・文化学術研究の諸活動の成果を取り入れ、安全性の確保、環境の保全をはじめとして人間居住の各側面で21世紀の文明にふさわしい新しい試みに積極的に取り組むこと（社会的実証実験等）。

(2) 個性と魅力ある集落と市街地の整備

① 既存集落と既成市街地の居住環境整備

既存集落と既成市街地の居住環境整備については、地域の状況に応じて計画的に進めるとともに、ワークショップ*などの手法によって、地域住民が参加する自主的・主体的な活動を支援することにより、住民と行政が共に課題解決に向けた取り組みを進めます。

② 行政施設の整備

公共公益施設の中核である庁舎を中心として、機能的な各種施設の整備を図るために、住民の多様なニーズに対応する多目的な施設について、学校区などを単位として整備を図ります。また、医療、保健、福祉などの分野に関わる施設については、各種の情勢を判断しながら分散型により適正に配置します。

③ 適正な住居表示等の実施

既存地域については、歴史的な経過や旧来からの地域性を考慮するとともに、土地区画整理事業で整備する地域については、住民にとってわかりやすく、効率的な表示方法を検討し、必要に応じて適正な住居表示や住所表示の実施を検討します。

(3) 関西文化学術研究都市建設の促進

① 関西文化学術研究都市の整備

学研都市建設の進捗に伴い立地が進んだ文化学術研究施設などの集積を最大限に活用し、新規の産業立地や雇用の創出などに取り組むとともに、国の都市再生プロジェクトに盛り込まれた「大阪圏ライフサイエンスの国際拠点形成*」の動向を踏まえるなど、学研都市全体としての発展と成熟をめざします。

また、精華・西木津地区は、学研都市の中心地にふさわしい機能の集積を促進するとともに、南田辺・狛田地区の建設については、具体化に向けて関係機関に強く働きかけます。

② 文化学術研究施設の整備・誘致の促進

学研都市として一体性のある発展をめざすため、引き続き文化学術研究施設の誘致を図るとともに、集積が進んでいる既存の研究施設間の交流・連携によって、研究内容の産業利用促進を図り、研究開発重視型企業*の誘致に努めます。

また、住民主体のまちづくりの趣旨を踏まえ、文化学術研究施設が住民生活や利便性の向上につながるように、その可能性を検討します。

ワークショップ…全体による意見交換だけでなく、視察体験や小グループによる議論、提案を模造紙にまとめて発表するなどの方法により、一人ひとりが自由に意見を言える住民参加のまちづくり手法。

大阪圏ライフサイエンスの国際拠点形成…平成13年、国により決定された都市再生プロジェクト（第二次決定）の一つ。大阪圏においてライフサイエンスに関する大学や試験研究機関、医療・製薬産業等の集積を育成し、相互に連携させることにより、ライフサイエンスの基礎から臨床研究、産業化に至る総合的な国際拠点を形成し、経済再生を通じた都市再生を図ることをめざしている。関西文化学術研究都市も大阪圏のライフサイエンスの集積拠点として含まれている。

研究開発重視型企業…研究開発を重視した企業活動を展開している優良中小企業で、一定の条件を満たす企業。

③ 既存地域との連携

学研都市による開発地域の整備を進めると同時に、既存地域についても、さまざまな機能が集積した文化学研究地区との交流や連携を図ることによって、相乗効果や波及効果を引き出すとともに、開発事業者や関係機関などの協力を得ながら、効果的な整備を進めます。

また、菅井・植田土地区画整理事業については、学研都市のエントランスゾーンとして、地区の特色を活かした整備を推進するとともに、狛田駅周辺についても土地区画整理事業を中心とした整備の推進に努めます。

さらに、祝園駅東地区のまちづくりについて、住民を主体とした取り組みが行えるよう検討を進めます。

④ パイロットモデル事業*の推進

知的クラスター創成事業*をはじめとした産学官の連携による研究開発及び新産業創出の動向を踏まえ、21世紀の学研都市にふさわしいモデル的な社会的実証実験や実現に向けた可能性調査などについて、関係機関と取り組むとともに、パイロットモデル事業*の誘致に努めます。

(4) 計画的な土地利用の推進

① 適正な土地利用管理の推進

市街化区域と市街化調整区域の区域区分については、将来人口や開発動向、産業振興方策などを踏まえ、一般保留区域や特定保留区域の見直しを図ります。

また、用途地域については、新たな産業立地のための用途検討と駅周辺整備や学研都市建設の進捗などの状況を踏まえ、見直しを図ります。

また、秩序あるまちづくりを進めるために、地区計画や建築協定の積極的な導入を図ります。

② 計画的な開発の指導と誘導

・計画的な開発の指導と誘導

学研都市建設に伴う大規模開発区域などの早期成熟のため、計画的な整備促進を図るほか、宅地開発指導要綱の見直しを行い、良好な市街地の発展をめざします。

・環境保全に対応したまちづくりの推進

地球的規模の環境保全が世界中で議論されている今日、行政と住民、さらに企業や開発事業者などが一体となり、自然環境に配慮した開発・整備を進めます。

パイロットモデル事業…文化学研究の諸活動の成果を取り入れ、安全性の確保、環境の保全をはじめとして人間居住の各側面で21世紀の文明にふさわしい新しい試みに積極的に取り組むこと（社会的実証実験等）。

知的クラスター創成事業…特定の技術領域に特化し、地域の知的創造の拠点である大学等の公的研究機関を核として、研究機関、ベンチャー企業等の研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積（＝「知的クラスター」）の創成をめざす事業である。地方公共団体の主体性を重視した、文部科学省による支援事業である。

第4節 まちの基盤づくり

◆現況と課題

本町の道路網は、南端部を東西に走る国道163号と町の中心部を南北に縦断する府道八幡木津線を中心として生活道路等が形成されていますが、主要幹線における交通量の増加や車両の大型化などの点から、国道163号の拡幅や山手幹線の完全開通、並びに京奈和自動車道の4車線化が重要な課題となっています。また、生活に密着した生活道路として、既存地域間を結ぶ町内幹線道路や鉄道による分断解消と緊急活動のための道路整備が望まれています。

公共交通については、近鉄新祝園駅とJR祝園駅の駅施設の充実が図られたことに伴い、輸送力が強化されましたが、町全体の体系的な整備は確立されていません。今後は、狛田駅周辺土地区画整理事業の進捗に合わせた近鉄狛田駅やJR下狛駅の整備、JR学研都市線の増便や複線化促進など鉄軌道のさらなる充実、コミュニティーバス*など新たな公共交通システムの導入を進めることにより、公共交通体系の確立を図ることが必要です。また、公共交通機関等の整備については、交通バリアフリー*の促進を図る必要があります。

情報化については、インターネットの爆発的な普及や電子商取引に代表される新たなビジネス展開など、急速なIT*

革命により、あらゆる情報がネットワークを通じて、瞬時に世界中を流通するグローバル*な高度情報通信社会が到来しています。特に、産業経済だけでなく、住民生活においても、情報化が進み、消費、教育、文化、行政サービス面などで、大きな変化がもたらされつつあります。その一方で、デジタル・デバイド*や情報バリアフリー*の問題にも十分配慮する必要があります。高度情報化への的確な対応は、まちづくりの観点からも、都市が必要とする新たな都市基盤の一つとなります。こうした高度情報化時代に対応する広い視野での対応が望まれます。

本町の河川は、西部の丘陵地に源を発し、東部の平坦地を流下して木津川に流入しています。木津川は、農業用水や府営水道の取水を行っており、住民生活の源になっているほか、多目的広場、京都八幡木津自転車道線の利用により、住民の憩いの場ともなっています。府管理河川としては、すでに改修済みの山田川と乾谷川があり、煤谷川の改修事業が進められている一方、町管理河川としては、堀池川、古里川、里内川、煤谷川、権谷川等の河川があり、煤谷川と堀池川の改修が進んでいます。また、常習浸水区域の九百石川流域については、府営灌漑排水事業と水路の整備により浸水面積

コミュニティーバス…路線バスと乗合いタクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新乗合いバスの総称。

交通バリアフリー…高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用して円滑に移動できるよう、歩道の段差解消や駅舎へのエレベーター設置等を行う施策のこと。

IT…情報技術。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。ITは、Information Technologyの略。

グローバル…世界的な、地球規模の。

デジタル・デバイド…情報社会では情報機器を自由に操れる人ほど社会的に有利になる現象がみられるようになっている。就職するにはパソコン、インターネットに精通している人のほうが好条件で迎えられる状況となっており、アメリカではパソコン、インターネットに精通しているかどうかで所得格差が生まれ、社会問題化している。情報機器によって生じる経済的格差をデジタル・デバイド（デバイドは境界）という。

バリアフリー…障害者が社会生活を営むうえででの障壁（バリア）をなくすこと。バリアには意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものなどがある。

はかなり解消されましたが、引き続き水路整備が望まれます。

上水道については、大規模開発に伴う人口増加により、水需要が年々増加していますが、これまで以上に水の有効利用を促進する一方、自己水の保持に努めながら、府営水道からの受水量の増量により水源確保を図っていく必要があります。このため、学研都市による大規模開発の進捗状況とも整合を図りながら、安定給水をめざした諸事業について計画的に着手しています。さらに、本格的な維持管理時代を迎えるにあたって、受益者と上水道事業をつなぐ絆を深め、住民の貴重な財産であるおいしく豊富な水を守り育てていくため、災害時の水の確保や災害に強い施設の耐震化を計画的に更

新・改良していくことなどが必要となっています。

下水道については、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全のために不可欠な施設であり、本町においては、本町と木津町を対象とした木津川上流流域下水道事業に関連する公共下水道事業として、平成11年に一部供用開始を行い、未整備地域の下水道整備を計画的に行っています。しかし、これらの下水道事業には多額の費用と整備期間が必要であるため、効果的な整備が必要となっています。



◆施策の体系

節	柱	小 柱
第4節 まちの基盤づくり	(1) 道路・交通体系の整備	① 道路体系の整備 ② 公共交通体系の整備 ③ 交通バリアフリー*の促進
	(2) 情報・通信ネットワークの整備	① 情報通信基盤の整備・充実 ② 地域情報化の推進 ③ 高度情報化に対応した環境の整備
	(3) 河川の整備	① 主要河川の整備 ② 水路の整備 ③ 河川環境整備の推進
	(4) 上水道の整備	① 施設の拡張と整備 ② 水源確保と水質保全 ③ 健全な経営の推進 ④ 広報活動の充実
	(5) 下水道の整備	① 流域下水道事業の促進 ② 公共下水道事業の推進

◆計 画

(1) 道路・交通体系の整備

① 道路体系の整備

● 広域道路体系の整備

周辺の環境保全に留意しつつ、京奈和自動車道の4車線全線完成と国道163号の拡幅整備の促進を要望します。

山手幹線の全面開通、大通り西線の延伸については、沿道地域の安全対策などに留意し、早期整備を関係機関に要望します。

また、府道八幡木津線や生駒精華線などの既設府道の安全施設や、やさしい道路環境の整備を関係機関に要望します。

● 地域道路体系の整備

集落間や開発地域と既存地域を結ぶ町内幹線道路の計画・整備を図ります。

また、既存集落内の道路は幅員が狭く、ゴミ収集車や緊急車両などが通れない道路が多いため、このような地域については集落外周道路の整備を図りつつ、側溝の蓋掛けなどにより道路の拡幅を図り、地震や大規模火災などの災害時における避難路の機能を確保します。

交通バリアフリー…高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用して円滑に移動できるよう、歩道の段差解消や駅舎へのエレベーター設置等を行う施策のこと。

② 公共交通体系の整備

● 鉄道輸送機関の充実

北の玄関口である近鉄狛田駅とJR下狛駅の整備を、狛田駅周辺土地区画整理事業の進捗に合わせて進めます。

また、大阪・神戸方面へのアクセスを充実するため、片町線複線化促進期成同盟会を通じて、JR学研都市線の増便や複線化促進を関係機関へ強く要望します。

さらに、平成元年の運輸政策審議会答申に基づく京阪奈新線（生駒―高の原間）、特に祝園分岐線計画について、その整備促進などを引き続き関係機関に働きかけます。

● その他の公共交通機関の充実

バス輸送を集落と駅を結ぶ重要な公共交通機関と位置付ける中で、乗合バスの規制緩和に伴う路線再編などの動向を踏まえ、町内や近隣市町村、奈良県側などとの広域的な路線網の充実を関係機関に要望します。

町の中心地であり、学研都市の玄関口である祝園駅前広場の整備と合わせ、利用しやすいバスターミナルの設置を進めるとともに、狛田駅周辺土地区画整理事業の進捗に合わせて、狛田駅周辺駅前広場の整備を進めます。

また、学研都市による開発地域での開発の進展に合わせたバス路線の設定

などについても、関係機関に要望します。

新たな公共交通システムの一環として、コミュニティバス*の運行を導入しながら、町内での公共交通体系の確立をめざします。

また、学研都市内で試みられている「デマンドバス*」や「カーシェアリング*」などを利用した高度道路交通システム（ITS）*の実証実験について、関係機関と連携して積極的に促進します。

③ 交通バリアフリー*の促進

利用者の安全を確保するため、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

やさしいまちづくり整備指針に基づき、障害者、高齢者、妊産婦など誰にとってもやさしい道路づくりを進めます。

また、交差点や横断歩道などにおいて、点字ブロックや盲人用信号機などの設置を推進します。

コミュニティバス…路線バスと乗合いタクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新乗合いバスの総称。

デマンドバス…利用者が電話で乗車したい時間、場所、目的地を管理センターに伝え、バスの運行状況をチェックした上で、オペレーターが乗車可能な時間と場所、目的地の到着時間などを教えてくれる仕組み。

カーシェアリング…低公害車を利用し、車を乗り降りする専用ポートを設け、管理センターで予約状況をチェックしながら会員に空いている車を一定時間使ってもらう仕組み。

高度道路交通システム（ITS）…最先端の情報通信技術により、道路交通情報の提供、自動運転、料金の自動収受などにより実現する高度道路交通システム。ITSは、Intelligent Transport Systemsの略。

交通バリアフリー…高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用して円滑に移動できるよう、歩道の段差解消や駅舎へのエレベーター設置等を行う施策のこと。

(2) 情報・通信ネットワークの整備

① 情報通信基盤の整備・充実

● 情報インフラの整備推進

住民のだれもが利用できる情報通信基盤として、本町設置の全国ギガビットネットワーク*を活用し、民間通信事業者などと協力してこれと直結する最先端地域情報ネットワークの整備を進めるとともに、CATV*網などと連携して、多くの住民も参加できる最先端情報ネットワークの総合的な整備充実に努めます。

● 産業分野における基盤整備

産業の活性化の観点から、情報通信基盤の整備による、既存産業の高度化に向けた情報化支援を行うとともに、企業誘致等の推進に努めます。

② 地域情報化の推進

● 「地域公共ネットワーク*」の推進

産業活動をはじめ、健康・福祉、防災、教育などさまざまな分野で機能している情報システムの高度化・総合化を図るとともに、民間の情報通信インフラも有効活用しながら、高速・大容量・双方向の「地域公共ネットワーク*」の導入に努めます。

● 行政の情報化による住民サービスの向上

行政サービスの一層の向上をめざし、各種行政情報や本町ならではの情

報資源の電子データ化により、付加価値の高いデータベースを創造・構築するとともに、これらの情報をネットワークを通じて公開・提供したり、行政手続きの電子化を推進するなど、「電子自治体」の実現に向けた取り組みを積極的に進めます。

③ 高度情報化に対応した環境の整備

● 総合的・体系的な情報化施策の推進

高度情報化の推進に当たっては、時代に即応した情報化計画を策定し、これに基づき、総合的・体系的な情報化施策を進めます。

● 住民の情報リテラシー*の向上支援

行政職員の情報活用能力の向上を図るとともに、情報化に対応した教育や人材育成、高齢者等の情報弱者への対応を積極的に進め、情報格差が生じないようだれもが情報を利用しやすい環境づくりを進めます。

● 情報通信システムの安全性や信頼性の向上

個人や企業等の利益の侵害を防止するため、従来にも増してプライバシーや知的所有権の保護、セキュリティ確保への対応を図りながら、情報通信システムの安全性や信頼性の向上に努めます。

ギガビットネットワーク…平成10年度に通信・放送機構が整備した「研究開発用ギガビットネットワーク」のこと。研究開発用として大学、研究機関、行政機関、地方自治体、企業などに広く開放し、超高速ネットワーク技術や高度アプリケーション技術をはじめとする、21世紀における超高速ネットワークの実現に向けての研究開発を行うことを目的として整備された。

CATV…ケーブルテレビ、有線テレビ。CATVは、Cable Televisionの略。

地域公共ネットワーク…民間主導で整備される情報通信インフラの有効活用や地方公共団体が通信事業者と連携・協力しつつ、自ら光ファイバー網を構築するなど、基盤整備を積極的に行うことにより、高速・大容量・双方向の自律分散型ネットワークの整備に取り組み、住民サービスの充実に図ること。

情報リテラシー…インターネットから情報を得たり、経済活動をする時代はコンピュータに対する能力が求められてくる。そこで、コンピュータへの能力度といったものが情報リテラシーといわれる。狭義の意味ではコンピュータリテラシーともいう。リテラシーとは、もともとは読み書きの能力のこと。

(3) 河川の整備

① 主要河川の整備

● 主要河川の整備

木津川をはじめ、町内主要河川の整備を関係機関に要望します。

また、町内主要河川の改修などについては、計画的整備を促進し、治水対策を図ります。

● 内水排除対策

低地部の浸水を防ぐため、樋門閉鎖時において祝園、下狛両ポンプ場で強制排水を行います。

② 水路の整備

雨水幹線の整備を促進し、既成市街地の浸水解消を図ります。また、小河川を整備し、主要河川・雨水幹線への流入をスムーズに行い、集落や田畑の浸水防止を図るとともに、既存集落内の排水路の整備を促進し、集落内環境の向上をめざします。

③ 河川環境整備の推進

● 水質の保全

河川への汚水の流入を防止するために、公共下水道の整備を促進し、河川の水質保全に努めます。また、開発による泥水の流入を防止するため、沈砂池の設置を指導するなど開発に関する監視・指導を続けます。

河川へのゴミの不法投棄に関する規

制強化を図るとともに、河川美化の啓発に努めます。また、河川の浚渫・除草を住民の協力を得て定期的に行うなど河川環境の保全に努めます。

● 親水環境の整備

木津川を水と親しむ場として位置付け、自転車道を軸とした木津川上流流域公園の整備を関係機関に要望します。また、煤谷川や権谷川において河川を取り込んだ親水環境の整備を図ります。

(4) 上水道の整備

① 施設の拡張と整備

学研都市による大規模な開発に伴う人口増加の水需要の動向を正確に把握し、飲料水の安全確保と安定給水のための施設の拡張整備と維持管理体制の強化を図りつつ、防犯、防災面でも施設強化、耐震化に努め、良質で安定したおいしい水の供給に努めます。

また、老朽施設の更新、既設配水池の容量増加、老朽管の布設替などの更新・改良事業を計画的に進め、施設強化、耐震化に努めます。

さらに、拡張事業の推進により、簡易水道地区の上水道との統合整備を周辺開発に併せて図ります。

② 水源確保と水質保全

● 自己水の保持

今後の水需要の増加予測により現有地下水源の定期的な点検を行い、老朽井戸の代替^{さくせい}鑿井を計画的に進め、自己水の保持に努めます。

● 水源の確保

地下水源については、規制を含めた管理体制の強化と有効利用に努めていく一方、将来の水需要に対応するため、京都府南部広域水道整備計画との整合を図りながら安定した水源を確保し、長期的な安定給水に努めます。また、災害時の飲用井戸の調査を進め、水源確保に努めます。

● 水質管理の強化

水源地域での土地造成、農薬や洗剤の使用、都市下水や工場排水などによって、原水の悪化が進んでいることから、飲用に適した安全な水を供給するために、水質管理や監視体制の強化に努め、施設整備を図ります。

③ 健全な経営の推進

● 水道財政の強化

将来にわたる安定した経営基盤の確保を図るため、学研都市による大規模な開発に伴う減価償却費の増大や既存地域の施設更新・強化など、今後予想される膨大な財政負担に対しては、必

要な法整備や財政支援などを国・府に要望します。

● 受益者負担の均衡

開発に伴う費用負担については、規模の大小を問わず原因者負担の原則に基づいて、今後も適正な負担金の徴収に努めます。

また、水道料金については、水需要の増大や諸経費の推移などを考慮した、適正な料金体系の設定に努めます。

● 業務の効率化

生活様式の多様化や水需要の増大などによる水道行政需要の高度化・多様化に対して、職員研修の充実による高度な専門的技術・知識の修得や、計画的な業務の遂行などにより業務の効率化に努めます。

④ 広報活動の充実

● 広報広聴活動の充実

住民の財産である水道の水源や施設についての理解を深め、経営状態の周知を図る一方、新しい受益者ニーズに対応するために、広報・広聴活動の充実を図ります。

また、住民が水と親しみ憩うことを通じて、「水」について考える機会を提供するために、浄水場や配水池などの施設整備の際には空間利用や外観に配慮します。

- 節水や環境保全に関する広報の充実

給水装置に関する基本的な知識や軽易な修繕方法、さらに節水などについて、受益者への広報内容の充実を図るとともに、水資源の有限性と水質保全に関する関心を高めるため、節水や環境保全についての広報啓発を図ります。

(5) 下水道の整備

① 流域下水道事業の促進

河川などの公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため、木津川上流流域下水道事業における幹線管渠の整備促進を図ります。また、終末処理場については、周辺環境との調和と処理施設の上部空間の有効利用を図ることを要望します。さらに、資源の再利用として、処理水や処理熱並びに汚泥の利用を検討します。

② 公共下水道事業の推進

既存地域と開発地域との調和のとれたまちづくりを推進するために、各家庭より流域下水道に接続する関連公共下水道事業を推進します。

また、木津川上流流域浄化センターが供用されたことに伴い、公共下水道の供用開始区域を早期に広げるため、幹線管渠と面的整備の促進を図るとともに、整備の完了した区域については、水洗化の普及を図り生活環境の改善をめざします。

さらに、管渠や流入水質の検査などの維持管理体制の確立と事業の円滑な推進を図るため、補助金や適正な使用料金などにより、健全な事業経営をめざします。

第5節 快適な居住環境づくり

◆現況と課題

人びとの価値観や生活様式の変化、高齢化の進展などによって、住宅に対するニーズは多様化しています。また、都市部へ至便な立地条件にある本町は、今後も住宅の増加が見込まれ、住宅需要が増えていくことが予想されます。

公営住宅においても、住環境の改善と住宅の質の向上が求められ、本町においては平成13年度までに158戸の町営住宅の整備・管理を進めてきましたが、耐用年数の経過した住宅は老朽化が進み、建替えが求められています。また、高齢者向け優良賃貸住宅制度など民間活力を活用した住宅供給制度の確立や、多様な居住形態に対応できる住宅確保が課題となっています。さらに、良好な住環境の形成に向けて指導や誘導施策を推進するなど、住民の理解と協力を得ながら、暮らしやすいまちづくりの推進が必要です。

都市景観の形成については、地区計画の導入や建築協定の誘導、緑地協定締結

の支援や道路への植栽等により、緑豊かなまちづくりを進めてきました。今後は、自然や歴史と調和した本町に相応しい都市景観を形成するため、都市美観も考慮した個性あるまちづくりの推進や、公共公益施設及び住宅地の緑化推進、歴史的景観の保全等について、住民・事業者・行政が協働して進めていく必要があります。

公園整備については、開発地域は住宅開発の進展や学研都市の建設進捗にあわせた整備促進を図ってきましたが、既存地域については、都市公園の整備が十分ではなく「緑の基本計画」に基づいた整備を図っていく必要があります。また、公園・緑地の管理については、地元自治会の協力を得て管理を進める一方で、(財)精華町都市緑化協会による維持管理を進めており、今後は、NPO*等と連携を取りつつ、維持管理体制のさらなる強化を図る必要があります。



NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。

◆施策の体系

節	柱	小 柱
第5節 快適な居住環境づくり	(1) 良質な住宅の供給・住環境の形成	① 公営住宅の供給 ② 高齢者・障害者住宅の供給 ③ 居住地区のまちづくり
	(2) 都市景観の形成	① 都市美観形成の促進 ② 道路環境の整備 ③ 個性ある街並みの創出 ④ 緑豊かなまちづくりの推進 ⑤ 歴史的景観の形成
	(3) 公園・緑地の整備	① 都市公園・都市緑地の整備 ② 水と緑のネットワーク化の推進 ③ 木津川上流流域公園計画等の促進 ④ 行政・住民協働による「緑」の管理・運営

◆計 画

(1) 良質な住宅の供給・住環境の形成

① 公営住宅の供給

公営住宅について、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉で良質な町営住宅の増設に向けて取り組みます。

② 高齢者・障害者住宅の供給

民間活力を活用した高齢者向け優良賃貸住宅制度や障害者向け住宅の建設・改善に努めます。

③ 居住地区のまちづくり

良好な住環境を形成するため、法

令・条例によるほか、各種要綱に基づく指導による総合的な運用、及び地域住民の主体的なまちづくり活動を支援することにより、住環境の向上を図ります。

(2) 都市景観の形成

① 都市美観形成の促進

地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するために、地区計画の導入や建築協定の誘導を進めるとともに、住宅地においては、建物の壁面線や高さなどの基準を定め、都市美観の形成に努めます。

また、学研のシンボル道路である精華大通り線や中央通り線沿道について、建物の美観を保全しつつ、電線や電話線などの地中化を図り、都市美観の形成に努めます。

② 道路環境の整備

道路は、単なる交通処理に供するだけでなく、街路樹を設け、街路灯やベンチ、ストリートファニチャー*を設置し、やすらぎとふれあいのある道路づくりをめざします。また、道路美化意識の啓発を図り、道路環境の整備に努めます。

③ 個性ある街並みの創出

ランドマーク*やモニュメント*の設置に関する検討を進め、本町の個性と親しみやすさを演出するようなまちづくりに努めます。また、きれいなまちづくり運動推進協議会の活動支援などにより、各地区ごとに「花いっぱい活動」などを通じて、個性豊かな景観の創出を誘導します。

④ 緑豊かなまちづくりの推進

「緑の基本計画」に基づく緑豊かなまちづくりを推進するため、公共公益施設の緑化を図り、生け垣の奨励、きれいなまちづくり運動を推進するとともに、地域住民の主体的な緑地協定の締結を支援し、住宅地や道路の緑化を

進めます。また、積極的に地区計画などを導入し、住民や事業者などの協力を得ながら緑化推進を図るとともに、各種の開発については、緑化に十分配慮した計画とするよう指導を行います。

⑤ 歴史的景観の形成

住民やまちづくり団体などと連携・協働し、歴史的な景観や特色ある街並みの保全に努めます。

(3) 公園・緑地の整備

① 都市公園・都市緑地の整備

「緑の基本計画」に基づき、緑化の推進を図るため、公園・緑地の整備を進めます。また、運動公園、木津川上流流域公園、遺跡公園などの都市公園の整備促進を図ります。

② 水と緑のネットワーク化の推進

木津川及び支流河川沿いでの自転車道や歩道などによって名所旧跡や集落、公園・緑地や豊かな自然を結ぶ水と緑のネットワーク化に努めます。

③ 木津川上流流域公園計画等の促進

淀川河川公園の上流域公園として、木津川上流流域公園整備計画が早期に策定されるよう、国土交通省などの関係機関に対し、早期整備の要望を行います。

ストリートファニチャー…公園やショッピングモールに置かれているベンチ、ライト、標識などのこと。

ランドマーク…都市や地域の中にあって、視覚的な目印となる対象をいう。タワーのような建造物や坂、あるいは山などがあてはまる。

モニュメント…記念碑、記念建造物。

④ 行政・住民協働による「緑」の 管理・運営

公園・緑地の管理については、住民団体や(財)精華町都市緑化協会、NPO*などと連携するとともに、管理体制の強化を図り、住民参加の機会の拡大に努めます。



NPO…非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的・自発的に行う団体・組織をさす。NPOは、Non Profit Organizationの略。